

重点的取組とその方向性

◆ ゼロリスクはないとの前提での安全への取組

(1) 福島復興・再生の推進と教訓の活用

福島復興・再生に向け、各主体が全力で取り組み続けることの重要性は言を俟たず、避難されている方々に対しては、避難の長期化等への配慮が不可欠である。除染等によって生じる除去土壌や廃棄物の保管の長期化への対応は、安全確保を旨として、地域社会の理解と協力を得つつ進める必要がある。また、避難に伴う心理的、社会的影響は重大であり、帰還に向けて放射線の健康影響等の安全・安心対策をきめ細やかに講じていくとともに、自発的、自立的な活動を尊重しつつ、事業・生業や生活の再建・自立を実現することが求められている。今後、緊急時対策、原子力防災対策において、この経験を活かすべきである。さらに、各主体は、引き続き一部残っている農水産物等の風評被害や外国による輸入制限の問題への対応を進めることが求められている。

政府としては、IAEA「福島事故報告書」や各種事故報告書(国会事故調報告書や政府事故調報告書等)の指摘事項等、反省と教訓への対応状況を、体系的かつ継続的にフォローすることを通じて、根本要因の分析と対応を徹底することが重要である。

(2) 過酷事故防止とその影響低減

過酷事故の防止とその影響低減は、国民の安全を確保する上で非常に重要であり、これらに注目して安全を理解し、安全確保の努力を傾注する必要がある。このため、国や日本原子力研究開発機構を中心とした研究開発機関、産業界は、過酷事故の現象とその影響、低減策の俯瞰的・体系的な検討と理解を進め、将来起こる可能性がある様々な事態に対する理解力と対応力を涵養していくべきである。明確な役割分担と相互連携の下、東電福島原発事故の知見等を活かしつつ、現象解明を進め、知見と方策を取りまとめて、普及を図り、過酷事故の防止やその影響低減に必要な対策に役立てる。

(3) 安全に影響する構造要因や組織閉鎖性を踏まえた改善

東電福島原発事故は、我が国の原子力安全の在り方を根本的に問い直す重大な契機となり、事故後、原子力利用の安全を確保するため、安全に関する行政体制や規制基準の見直し、原子力事業者の自主的安全性向上に向けた取組等が進められてきている。しかしながら、基準を満たしたから事故が起きないという誤解を生まないためにも、国や原子力事業者等の原子力の関係者が常に緊張感を持ち、国民の安全確保の視点で安全性向上を追求し、事故に至った構造的要因や、組織の閉鎖性に起因する課題の分析を踏まえて、対応の徹底が引き続き必要である。

安全文化に国民性が影響を及ぼすという指摘があるように、国民性は個人の仕事の仕方や組織の活動にも影響を及ぼすため、従来の日本的組織や国民性を踏まえた安全文化の確立が不可欠である。例えば、原子力機関において、意思決定過程における組織内部の役割と責任の明確化や、継続的改善を促す環境を組織内に確立すること等が重要である。

「原子力利用に関する基本的考え方」に盛り込むべき事項（3）

重点的取組とその方向性

◆ ゼロリスクはないとの前提での安全への取組

(4)「取り締まり型」から「予防型」の安全確保に向けた取組

東電福島原発事故を反省して「安全神話」とは決別し、ゼロリスクは有り得ず、事故は必ず起こるとの認識の下、「残余のリスク（安全対策を講じた後に残るリスク）をいかにして小さく抑え、顕在化させないか」との認識を定着させ、国や原子力事業者等は安全確保に努めるべきである。

現在、原子力事業者が中心となって取り組んでいる自主的安全性向上のための活動については、米国の好事例も参考に、より一層効果的なものとなるような改善も求められる。例えば、シナリオ等を含めたリスク評価結果を総合的に踏まえて、経営トップがリスクマネジメントにコミットし、多数の選択肢の中から判断して必要な措置を講じることが重要である（ISO31000の考え方とも共通）。このリスクマネジメントの概念を関係者全員で共有し、実効性を確保していくことが求められる。また、事故やトラブルの背後にあるヒューマンエラーも含めた運営管理に係る事例を収集し、それら分析とこれに基づく実効的な改善の実施といったサイクルを原子力事業者において継続的に実施するとともに、これらの情報を原子力事業者間で共有し、全体として安全水準の向上を図ることを期待する。さらに、国や原子力事業者等は東電福島原発事故の経験を活かした安全研究を推進し、安全対策への活用も必要である。

さらに、国と原子力事業者の間で、リスク情報も活用し、対等で建設的な意見交換を透明なプロセスの下で行い、効果的・効率的な安全確保の仕組みを構築していくことが求められる。

また、このリスクマネジメントの構造を全体的に確立するためには、原子力事業者や国をはじめとした関係者だけでなく全てのステークホルダーにより、この認識の共有を図っていくべきである。これにより、「取り締まり型」から「予防型」の安全確保への移行が実現されると考える。

原子力損害賠償制度の見直しについては、エネルギー基本計画で決定する原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえ、万が一重大事故が起きた事故の責任の明確化、迅速かつ適切な被害者救済の確保、事業継続性の確保などを念頭に総合的に検討を進める。

「原子力利用に関する基本的考え方」に盛り込むべき事項（3）

重点的取組とその方向性

◆ ゼロリスクはないとの前提での安全への取組

(5) 健康確保に重点を置いた防災・減災の取組の推進

東電福島原発事故の経験を踏まえ、実効性のある防災・減災策の構築に向けた取組等を全国規模で継続していく必要がある。特に、放射線被ばくリスクは、原子力発電や放射線に係る事故の際、国民の主要な不安である上、東電福島原発事故では、放射線被ばくリスクのみならず避難とその期間の長期化に伴う健康上のリスクを考慮すべきであったとの指摘がある。このため、何と比較してリスクか、安全かといった視点でリスクを相対化し、必要な措置を講じていくことが重要であり、東電福島原発事故で得られた教訓を活かし、健康確保を大きな目標として、原子力事故による被災者への心理的・社会的影響の軽減策について、その他の自然災害の教訓等も踏まえながら、検討することが必要である。

「原子力利用に関する基本的考え方」に盛り込むべき事項（3）

重点的取組とその方向性

◆ グローバル化を踏まえた国内外での取組

(1) グローバルスタンダードへの適合

社会・経済全体がグローバル化する中、世界の中での我が国の原子力利用の在り方が問われている。特に、東電福島原発事故での教訓を踏まえて、国際的知見や経験を収集・共有・活用し、グローバル・スタンダードである様々な仕組みを我が国の原子力利用に作り込み、グローバル化に対応するとともに、国内の原子力利用に活かす必要がある。

(2) グローバル化の中での国内外の連携・協力の推進

東電福島原発事故の経験と教訓を世界と共有し、国内外の安全な原子力利用に貢献することが必須である。そのためには、国や原子力事業者、研究開発機関、大学が、それぞれの責任において国内外で連携・協力を進め、役割を果たすことが求められる。加えて、我が国の優れた原子力技術・ノウハウの国際的な事業展開や国際共同研究を行う際には、国際感覚を身に付けて、達成すべき具体的な目標・方策を明確にするなど、戦略的に進める必要がある。なお、海外への事業展開だけでは我が国のサプライチェーンのすべてを維持できないことに留意し、国際展開・協力・連携に貢献できるように、国内の高いレベルでの原子力技術力・人材の維持・強化も忘れてはならない。

また、農業や医療、鉱工業分野等への放射線・量子ビーム利用の便益を広く新興国に広げるような、国際的な取組も併せて充実させていくべきである。

「原子力利用に関する基本的考え方」に盛り込むべき事項（3）

重点的取組とその方向性

◆ グローバル化を踏まえた国内外での取組

(3) 平和利用と核不拡散・核セキュリティの確保

我が国は唯一の被爆国として、核軍縮・核不拡散と原子力の平和利用の推進に貢献する役割がある一方、非核兵器国としては唯一、商業規模の再処理施設を含めた核燃料サイクルを有し、また、原子力関連資機材・技術を供給する能力がある「原子力供給国」でもある。我が国としては、「核なき世界」を目指して、これまでも増して国際的な貢献を果たしていくとともに、国際的にはテロの対象となり得る可能性が十分あることから、国や原子力事業者等は、原子力施設に対するサイバー攻撃等の新たな脅威に対する取組も進めることが求められる。

我が国のプルトニウム利用について、その透明性の向上を図ることにより国内外の理解を得ることが不可欠である。このため、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示すとともに、プルトニウムの管理状況の公表等の取組を進めてきた。しかしながら、国際社会におけるプルトニウム管理とその削減の必要性に対する関心が高まっており、我が国におけるプルトニウムの管理とバランス確保の必要性は益々高まっている。そのためには、まずは、現在では、唯一、現実的な手段である軽水炉を利用したプルサーマルでの対応が求められるとともに、国際社会に対して我が国の方針について適切に説明していくことが重要である。

また、グローバル化が進展する中、原子力関連資機材、原子力汎用品・技術の輸出について、厳格な輸出管理を通じて核不拡散に貢献するとともに、またこうした厳格な管理を国際的にも展開していく必要がある。